

松川町定例農業委員会議事録 第8回（11月）

1 開催日時 令和6年11月20日（水） 10:00 ～ 11:30

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1 番 松下 敏章

会長代理 17 番 北沢 ひろみ

委 員 2 番 大場 健彦 3 番 米山 広敏 4 番 大澤 政弘

5 番 佐々木 孝子 6 番 牛久保 守 7 番 米山 孝広

8 番 齊藤 和勇 9 番 古谷 はるみ 10 番 大島 理可

11 番 下澤 隆治 12 番 竹村 浩子 13 番 大場 武吉

14 番 池田 毅 16 番 松下 守

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第29条第1項の規定による届出について

議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・所有権移転（1件）

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織 主任 中村 一貴

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会—

(2) 会長挨拶 ー松下（敏）会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 16 番 松下 守 委員 17 番 北沢 ひろみ 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 2 筆 計 1,834 m² 田 所有権移転 水稻ほか

○大島委員

1 筆目は、松川浄化センターから西へ 600m 程行ったところになります。2 筆目は、橋から神郷原方面へ西へ 150m 程向かったところになります。譲渡人と譲受人の関係性は兄弟ということで今回譲受人が管理耕作をするということになったということで、特に問題ないと思いました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 1 号は以上でございます。

議案第 2 号

農地法第 29 条第 1 項の規定による届出について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 248 の内 32 m² 畑 農業用倉庫

担当の赤羽目委員が欠席のため、いただいている説明を代読させていただきます。

場所は神護原神社から北に 100m ほど行ったところで、このあとの議案第 4 号において今回新たに住宅を建てるという計画が出てきておりますが、その中で元々農業倉庫を建ててしまっていたことが判明し、経過を整理するため出てきている案件になります。この農業倉庫に関しては、隣接農地までの距離が 3.8m あり、また建物 2 階建てであるため周辺農地への日照や風の関係の支障は少ないということで、特段問題ないと判断されたとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

議案第 2 号は以上でございます。

議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 筆 上片桐 1 筆 500 m² 畑 住宅（申請者変更）

○大澤委員

場所については、大沢地籍で、バイパスを北から来て、農道の辻を少し下ったところであります。この件につきまして平成 19 年に農地法の第 5 条申請をもって可決された件ですが、当初の許可から年数が増えていること、また計画変更審議その中で諸事情により申請者の変更が

あり、再度案件の計画等の見直しと確認をしたところであります。譲渡人と譲受人の関係は、親子関係であります。隣地も親の所有地であり、同意もされております。住宅設計計画書等の内容も水排水等もされており、該当の水利組合の同意も取れております。現地確認をいたしまして、問題はないと思いましたのでご審議をよろしくをお願いします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。1点、本件は許可から約17年が経過しているにもかかわらず未だ計画が実行されていなかったということですが、実行されているかについての確認をしていくことは可能でしょうか。

○事務局

事務局としても、確認していきたいと思っているところです。現状、許可から3か月後、1年後、完成後と経過報告を出していただくことで確認することになっておりますが、そこできちんと把握ができていなかったということだと思います。本件が17年前のことということもあり、どこまで遡って確認していくかということはあると思いますが、まずは近いところから一度改めて進捗状況の確認を進めていきたいと思っており、実行される見込みがないような計画は許可の取消しを含めて検討していきたいと思います。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

上片桐 1筆 521㎡ 畑 使用貸借権設定 住宅

本件は令和6年の9月6日に農振除外となっておりますが、申請時から住宅の計画が変わったところで、農振除外の計画変更も併せて出てきております。

○竹村委員

場所は、地図の北川から南側をJR飯田線が走っており、その中心のところにるのが鶴部踏切で、そのすぐ左側の住宅が申請地となります。譲渡人と譲受人の関係は、親子関係であり譲受人は現在は県内に住んでいます。母親が1人で住んで高齢になってきていることにより、母親の近くに住宅を建て介護や管理等していききたいということです。排水は雨水の地下浸透で、生活排水は公共下水道へ排水するということです。現地も確認しましたが問題ないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号2番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

元大島 1筆 149㎡ 畑 使用貸借権移転 住宅

担当の赤羽目委員が欠席のため、いただいている説明を代読させていただきます。場所は神郷原神社から100mほど北に行った箇所になります。息子さん家族も一緒に居住するために、住宅を建てたいという計画です。住宅は隣接農地までの距離は3mほどあり、周辺農地への日照や通風の影響も少なく、生活雑排水に関しては公共下水道へ放流し、雨水は地下浸透とする計画であります。住宅が完成した後、元々あった住宅と車庫は解体して駐車場として使用する計画で全体的に問題ないと判断されたとのこと。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号3番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

上片桐 5筆 計11,106㎡ 畑 所有権移転 駐車場

○佐々木委員

場所は松川高校北にある会社横です。会社の需要拡大により現駐車場がある位置に建物を建てるため、新たに駐車場が必要となり、申請農地を駐車場とするものであります。構築物はないため、周囲に支障とか通風等の影響を与えることはありません。駐車場は碎石で雨水排水は基本的には地下浸透となりますが、念のため東の端に調整池を作り、雨水が多く出た場合は、その調整池から徐々に下流地域に影響がないように、既存の排水施設を通して保谷沢川へ徐々に排出していきます。目の前の道路は農耕車も多く通る道路であり、ラッシュ時など可能な限り左折で入ってもらえるように配慮をお願いしたいということは申し添えておきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。1点、農振除外時に懸案となった中川村との調整はできたのでしょうか。

○佐々木委員

排水については、調整池を設置し、既存の排水設備により北側の保谷沢川へ流すように計画したことにより、解決していると伺っています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○大澤委員

説明にもあったとおり、申請地は交通量も多く、駐車場への出入りは危険を伴います。交通に支障のないように、しっかり安全対策が図られるよう要望を添えたいと思います。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

所有権移転（ 1 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

なし

②事務局からの協議事項

- ・第9回長野県農業委員会大会/農業会議創立70周年記念式典〔資料No.1〕

(6) 営農支援センターから

- ・地域計画の策定について
- ・寄せられている相談事項について情報共有

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

16 番 _____ 印

17 番 _____ 印